

2023年3月1日
七十七証券株式会社

「サステナブル・ディベロップメント・ボンド（SDG s 債）」の 販売について

七十七証券株式会社（取締役社長 志藤 敦）は、世界銀行が発行するサステナブル・ディベロップメント・ボンド（以下「SDG s 債」といいます）を販売いたします。

SDG s 債の発行により世界銀行が調達した資金は、「水と海洋の問題対策支援」を一例とした、様々なプロジェクトの融資資金として活用されています。

なお、本件SDG s 債のご購入については、2023年3月1日（水）～2023年3月15日（水）の需要申告期間中に、ご予約が必要となります。

当社は、今後もお客さまへの金融商品・サービスのご提供等を通じて、環境・社会および経済等の課題解決に取り組み、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

【SDG s 債の概要】

発 行 体	世界銀行（国際復興開発銀行）
格 付	A a a (M o o d y ' s)、A A A (S & P)、A A A (F i t c h)
売 出 価 格	額面金額の100%
申 込 単 位	10,000米ドル以上 1,000米ドル単位
需 要 申 告 期 間	2023年3月 1 日（水）～2023年3月15日（水）
ご購入申込期間	2023年3月16日（木）～2023年3月28日（火）
発 行 日	2023年3月28日（火）
受 渡 日	2023年3月29日（水）
利 払 日	毎年3月29日、および9月29日（年2回）
償 還 日	2026年3月29日（約3年）

※詳しくは別添の販売用資料をご確認ください。

以 上

国際復興開発銀行 米ドル建債券 (サステナブル・ディベロップメント・ボンド)

～水と海洋問題の解決に向けた取り組みを啓発～



利率
(税引前) **年3.00～4.00%** (仮条件*)

(注) 利率は米ドルベースです。(為替は考慮しておりません)

*2023年3月15日までに決定される予定の上記未定の利率は、
仮条件の範囲外となる場合があります。

償 還 日 2026年3月29日(約3年)

売出期間 2023年3月16日(木)～
2023年3月28日(火)

ご購入希望等は、2023年3月14日(火)までに窓口までお知らせください。

売 出 要 項

銘 柄	国際復興開発銀行 米ドル建債券(サステナブル・ディベロップメント・ボンド)
格 付	Aaa(Moody's)/AAA(S&P)/AAA(Fitch) *無登録格付業者が付与した格付(無登録格付)です。無登録格付については「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。
利 率 (税 引 前)	年3.00%～4.00%(仮条件*) *2023年3月15日までに決定される予定の上記未定の利率は、仮条件の範囲外となる場合があります。
売 出 価 格	額面金額の100.00%
償 還 価 格	額面金額の100.00%
お 申 込 単 位	10,000米ドル以上、1,000米ドル単位 *1額面は1,000米ドル
売 出 期 間	2023年3月16日～2023年3月28日
発 行 日	2023年3月28日
利 息 起 算 日	2023年3月29日
受 渡 日	2023年3月29日
償 還 日	2026年3月29日(約3年)
利 払 日	毎年3月29日および9月29日(年2回)

本債券の主なリスク

価格変動リスク	途中売却の場合は、金利変動等による債券価格の変動により、投資元本割れのおそれがあります。
為替リスク	為替相場の変動により、円貨でのお受取り金額が増減し、投資元本割れのおそれがあります。
信用リスク	発行体やその他の者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、債券価格が変動することによって損失が発生するおそれがあり、また、元本や利子の支払いの停滞もしくは支払い不能の発生または特約による元本の削減等のおそれがあります。金融機関が発行する債券は、信用状況の悪化により本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

ご留意事項

- 本債券は預金ではなく、元本・利回りは保証されていません。また預金保険制度の支払対象ではありません。
- お申し込みにあたっては「契約締結前交付書面」等をよくお読みいただいた上で、ご投資の最終決定はお客さまご自身にてなされるようお願いいたします。
- 本債券をご購入される場合には、外国証券取引口座の設定が必要となります。「外国証券取引口座約款」を必ずお受け取りください。
- 本債券をご購入される場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定によるクーリング・オフの適用はありません。
- 販売額には限りがありますので、売切れの際はご容赦ください。また、市場環境の変化その他の理由により、販売が中止となる可能性があります。
- 本債券に関する価格情報および格付の状況等につきましては、当社にお問い合わせください。
- 利金・償還金のお支払いは各利払日・償還日の翌営業日以降となります。また、利金・償還金のお受取は変更のお申出がない限り、あらかじめ指定した円貨または外貨受取りとなります。なお、あらかじめ外貨受取りを指定しない場合は円貨受取りとなります。変更の場合は事前にご連絡ください。
- 本債券の償還等にあたり、円貨と外貨を交換する場合には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定する為替レートが適用されます。
- 個人のお客さまの場合、利子所得、売却損益及び償還差損益は申告分離課税の対象となります。また、将来において税制改正が行われた場合は、それに従うことになります。詳しくは税理士等の専門家にお問い合わせください。

— お申し込みにあたっては、必ず契約締結前交付書面等をご覧ください。 —

お問い合わせは…

発行体 世界銀行とは

世界銀行は、1944年に設立が合意された国際開発金融機関で、現在189の加盟国が出資し運営しています。極度の貧困の撲滅と繁栄の共有促進という目標の達成と持続可能な開発目標(SDGs)を支援するために、IBRDは中所得国及び信用力のある低所得国に対し、融資・保証、リスク管理サービスに加え、開発に関わる様々な分野の専門的な分析・助言サービスを提供しています。



世界銀行(国際復興開発銀行)

INTERNATIONAL BANK FOR RECONSTRUCTION AND DEVELOPMENT

世界銀行について

World Bank (IBRD)

Investor Video (Japanese Subtitles)



持続可能な開発目標(SDGs)とは

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030年を達成年限とし、貧困や飢餓・エネルギー・気候変動・平和的社会など、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標



世界銀行 サステナブル・ディベロップメント・ボンドについて

社会貢献型投資とは、利益を生み出すとともに社会的な課題を解決することを目的とした投資のことです。投資家の皆様からは、本債券への投資を通じて世界銀行の様々なプロジェクトの融資資金をご提供頂いています。世界銀行が発行するサステナブル・ディベロップメント・ボンドは、投資を通じて社会に貢献したいという投資家の皆様の思いと、世界各国で展開される社会貢献プロジェクトへの資金需要の橋渡し役となっています。



世界銀行が取り組む「水と海洋の問題対策支援」プロジェクト事例

海は人類の重要な食糧供給源であり、世界の経済活動においても重要な役割を果たしています。海はすべての生き物にとって極めて重要な生態系の一部です。しかし、その2%しか厳密な保全の対象になっていません。生態系の破壊、水産資源減少および汚染（不適切なプラスチック廃棄等）、水温の上昇や温暖化ガス排出は、海面上昇、海洋酸性化、サンゴの白化現象、異常気象等の原因となっています。投資家の皆様のサステナブル・ディベロップメント・ボンドへの投資は、人々の水と衛生へのアクセスと海洋保護に取り組む持続可能な開発目標（SDGs）の支援にも繋がります。



インドネシア：サンゴ礁の保護・保全プロジェクト（世界銀行融資額：4,738万米ドル）

インドネシアは約13,500の大小様々な島々から構成され、その沿岸部にはサンゴ礁が生息し、豊かな自然と豊富な生物多様性を生み出しています。しかし、漁業と沿岸の開発に加え、温暖化に伴う海水温の上昇などにより、近年サンゴ礁は一部危機的状況にあり、持続可能な管理が必要となっていました。本プロジェクトでは、「海洋保護地域」での漁業を制限しながら、同地域の漁業従事者には海洋資源が枯渇しない範囲内での漁業権をその他地域で与えることで、自然環境の保護と漁業従事者の収入を同時に実現しました。さらに、政府による同保護地域における海洋生物資源の保存及び管理をより効率的に行うための支援、計画的なサンゴ礁の分散、生態系を崩さない海洋資源管理の開発、水産資源を持続的に漁獲できる経済モデルの構築、プロジェクトの管理、調整、教育体制の強化などの支援が行われました。



©World Bank

インド：ガンジス川の浄化・保全プロジェクト（世界銀行融資額：15億5,600万米ドル）

ヒマラヤ山脈からインド東北部のベンガル湾まで流れる全長約2500kmもの大河・ガンジス川は、全国土の水資源の約四分の一を占め、人々の生活に欠かせない大切な水源となっています。しかし、人口増加や経済発展により水質汚染が進み、人々の健康や居住環境を脅かすとともに、汚染された川の水が海にも流れ込み、沿岸部周辺の汚染も進んでいました。本プロジェクトでは、ガンジス川流域に技術や情報の提供など包括的な支援を行うことにより、長期にわたる持続的な水環境の改善と保全を目指しました。廃水管理、工業排水の管理、廃棄物管理、河岸地域管理を四つの大きな課題として掲げ、関連する法律や規制の整備、汚染除去のための設備投資、流域にまたがる地方公共団体の運営のサポートなどを提供しています。2020年からはプロジェクトの第二弾が始まりました。



©World Bank

*上記プロジェクトは、事例のご紹介のみを目的としており、当該債券の資金の活用を上記プロジェクト又はその分野に限定するものではありません。

▶ 海洋のためのグローバル・パートナーシップについて

海洋のためのグローバル・パートナーシップとは、海洋破壊を食い止めるため、その意義に賛同する各国政府、国際機関、シビルソサエティ組織、民間セクター等が参画するパートナーシップです。

海の本来の姿、回復力、生産性への脅威に対応するため、知見や資金の動員を図る取組みを紹介します。



無登録格付に関する説明書

七十七証券株式会社

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨および登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成および公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴収・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付業者について

【S&P グローバル・レーティング】

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S & P グローバル・レーティング
(以下「S & P」と称します)

グループ内の信用格付業者の名称および登録番号：S & P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社
(金融庁長官(格付)第5号)

○信用格付を付与するために用いる方針および方法の概要に関する情報の入手方法について

S & P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ
(<http://www.spglobal.co.jp/ratings>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」
(<http://www.spglobal.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

○信用格付の前提、意義および限界について

S & P の信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S & P は、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S & P は、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

【ムーディーズ】

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス
(以下「ムーディーズ」と称します)

グループ内の信用格付業者の名称および登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社
(金融庁長官(格付)第2号)

○信用格付を付与するために用いる方針および方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義および限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務または債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスクおよびデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性およびその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資または財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、または保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式または方法によっても、これらの格付もしくはその他の意見または情報の正確性、適時性、完全性、商品性および特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性および有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

【フィッチ】

○格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称：フィッチ・レーティングス
(以下「フィッチ」といいます)

グループ内の信用格付業者の名称および登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社
(金融庁長官(格付)第7号)

○信用格付を付与するために用いる方針および方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.com/ja>)の「規制関連」セクションにある「格付付与方針等」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義および限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確または不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性または市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査および当該証券についてまたは当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報またはその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽または不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与または据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

この情報は、2022年8月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記格付業者のホームページをご覧ください。

以 上